

第5章 テーマ別の まちづくり方針

1 災害に強いまちづくり	49
2 道づくりとともに進めるまちづくり	58
3 緑と水を活かしたまちづくり	70
4 住みよい環境をめざすまちづくり	83
5 産業を活かしたまちづくり	93
6 バリアフリーをめざすまちづくり	103

テーマ別のまちづくり方針

三鷹市の将来像である「緑と水の公園都市」の実現に向けて、「高環境・高福祉」、「豊かで質の高いまちづくり」を推進するためには、用途地域のような全市的な都市計画の課題のほかに、緑や防災、道路、商工業など、多様で具体的なまちづくりに関する課題への取り組みが重要です。しかし、それらの課題に対する施策の統合が不十分な場合、目に見える形でまちづくりの成果を出すには限界があります。

したがって、こうした個別の課題と取り組む場合も、都市整備の方向性と十分整合を図りながら取り組む必要があります。土地利用総合計画は、まさにこうした諸課題をまちづくりの視点で束ねることにこそ、策定の意味があります。

これまでも、三鷹市がめざす「緑と水の公園都市」とは、「非常時」への備えを「平常時」から組み込んでいる都市のことであるという視点から、「非常時」を想定した「災害に強いまちづくり」を土台にすえながら、他のテーマ別施策との連携を図ってきました。さらに、東日本大震災、ゲリラ豪雨等による都市型水害の発生にともない、「災害に強いまちづくり」への関心が一層高まっていることから、緑と水の自然環境の維持保全や住みやすい住環境の取組などとともに、災害時に市民の安全・安心を確保するまちづくりについても、より一層配慮する必要があります。

このような視点を踏まえ、「土地利用総合計画 2022」におけるテーマ別課題については、これまでの6つのテーマ別課題を承継し、社会情勢の変化等を考慮したうえで、方針の設定を行い、施策の展開を行っていきます。

1 災害に強いまちづくり

防災都市の構築に向けたまちづくりの方針について述べます。

2 道づくりとともに進めるまちづくり

道路の整備や交通対策等と平行して行われるまちづくりのあり方について述べます。

3 緑と水を活かしたまちづくり

「緑と水の公園都市」の中核となる分野に関するまちづくりの方針について述べます。

4 住みよい環境をめざすまちづくり

住宅地の整備のあり方について述べます。

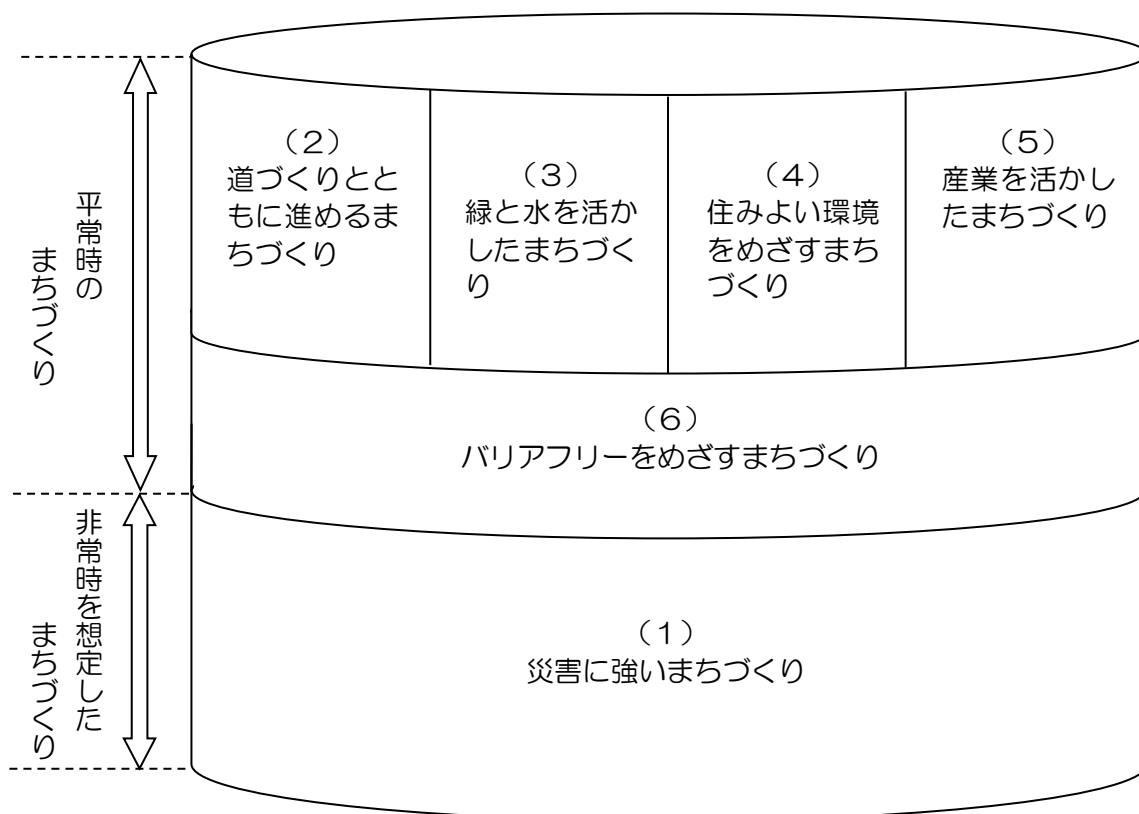
5 産業を活かしたまちづくり

商業、工業、都市農業や情報産業等の産業を活かしたまちづくりについて述べます。

6 バリアフリーをめざすまちづくり

バリアフリーの観点からのまちづくり方針について述べます。

緑と水の公園都市をめざすテーマ別のまちづくり方針(構成)



1 災害に強いまちづくり

（1）現状と課題

「土地利用総合計画 2022」策定時と比較して、建築物の耐震化や不燃化が進み、公共施設等の防災拠点化など都市の防災化については、着実に進展しています。また、平成 29 年度には、防災機能のネットワークの中心施設であり、災害時には、市の災害対策本部をはじめ、災害ボランティアセンター本部などの機能を集結させ、災害対策活動の拠点となる三鷹中央防災公園・元気創造プラザを開設しました。

災害に強い道づくりについては、この間、多摩地域の骨格防災軸となる東八道路及び調布保谷線の整備が進捗していることに加え、その他の都市計画道路の整備にも取り組んでいます。また、高速道路、東八道路（三鷹通り以西）及び三鷹通りが、都知事より特定緊急輸送道路の指定を受けています。高速道路以外のこれらの道路については、沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防ぐために耐震化が促進されることから、今後、災害に強いまちづくりが着実に進展すると考えられます。

一方、住宅地の生活道路では、緊急車両の進入や避難路の確保に配慮したきめ細かい改善が必要です。狭あい道路については、建築指導行政との連携を強化し、拡幅整備を更に推進する必要があります。

また、大規模な土地利用転換の際には、緑や水の空間（オープンスペース）の確保を誘導するなど、震災時でも市民の生命を守り、安全が確保できるまちづくりが求められています。

■土地利用総合計画 2022 策定時からの状況変化と目標

項目	平成 22 年度	平成 26 年度	平成 30 年度	令和 4 年度
建築物の不燃化率	53.7%	54.0%	54.3%	55.7%
幅員 4m 未満の市道の割合	16.2%	15.9% (※平成 25 年度)	15.1%	14.6%

（第4次三鷹市基本計画ほかより）

（２）方針

市民が安心して暮らせるように生命と財産を守り、三鷹の魅力を高めていくため、質の高い防災都市づくりを進めます。

都市公園などのオープンスペースの確保や延焼遮断帯の形成、建築物の不燃化・耐震化等を促進するとともに、防災ブロック（まちづくりブロック）の形成について取り組みます。

地震による災害に加え、近年の台風や集中豪雨などの風水害の影響も考慮し、改めて震災時の危険性解消の取組を進めるため、全市域の調査・検討を行い、震災時や水害発生時に市民の生命を守り、安全が確保できるまちづくりを進めていきます。また、公共施設については、各防災拠点が担う機能や連携のあり方等を明確にしながら、防災機能の向上を図るとともに、上下水道や小中学校等の更新・再生に関しては、耐震化のほか、ファシリティ・マネジメントの視点を踏まえて取り組むことにより、災害に強い都市基盤や公共施設の整備を進めていきます。

特定緊急輸送道路に指定されている高速道路以外の東八道路（三鷹通り以西）及び三鷹通りなどの幹線道路については、防災上重要な道路であることから、これらの道路が災害時に閉塞しないよう、一定の要件を満たす沿道建築物について耐震化を促進していきます。

（3）具体的施策の体系

災害に強いまちづくり施策

- ① 都市防災化の推進
 - ア 防災都市づくりの推進
 - イ 公共施設等の防災機能の向上
 - ウ 消防力の整備
 - エ 防災施設の充実
 - オ 飲料水の確保
- ② 災害時でも生活圏の安全が確保できるまちづくり
 - ア 防災ブロック（まちづくりブロック）の形成
 - イ 建築物の不燃化及び耐震化等の促進
 - ウ 防災性向上のための調査検討
 - エ オープンスペースの確保
 - オ 建築物・都市施設の安全性の確保
- ③ 災害に強い道づくり
 - ア 緊急輸送道路の機能確保
 - イ 延焼遮断帯の形成
 - ウ 避難路の確保
- ④ 総合的な治水対策の推進
- ⑤ 崖・擁壁・急傾斜地等の安全化
 - ア 崖・擁壁の規制指導
 - イ 急傾斜地等への対応
- ⑥ 災害復旧の迅速化に向けた取組

（４）主要事業の概要

① 都市防災化の推進

ア 防災都市づくりの推進

高い防災機能を有する強靱なまちを構築するため、市庁舎や三鷹中央防災公園・元気創造プラザなどを含めた公共施設等が災害時の防災拠点として担う機能に加えて、地域での支え合いや環境への配慮など、さまざまな機能が連携・融合する総合的な防災都市づくりに向けた検討を行い、災害時の防災拠点の機能強化を図ります。

また、防災機能をより高め、被災を繰り返さない復旧・復興を、迅速かつ計画的に行えるよう、復興プロセスや役割等を明確にした「都市復興マニュアル」の作成を進めます。

イ 公共施設等の防災機能の向上

地域における防災拠点を確保するために、公共施設の耐震化を推進するとともに、今後の防災拠点のあり方について検討を行い、各防災拠点が担う機能や連携のあり方等を踏まえた防災機能の向上を図ります。災害時に必要となる情報システムや上下水道等のライフラインについても考慮して重点的に整備します。

また、公園・緑地については、災害時における役割を明確にし、平時の活用も踏まえた防災機能等を備えた公園づくりを進めます。また、災害時緊急避難協力農地の指定を進め、災害時に一時的に近隣の市民が避難できるオープンスペースの確保を図ります。

ウ 消防力の整備

防火貯水槽など、消火の際に必要な水の確保をめざし、消防水利充足区域を拡大するとともに、消火栓や街頭消火器等の充実を図ります。

また、集合住宅等を建設する事業者に対して、市の補助制度を活用しながら、防火貯水槽の設置を指導します。

エ 防災施設の充実

災害時に即応できる防災施設として、災害対策用備蓄倉庫の設置を進めるとと

もに、備蓄物資の充実を図ります。

オ 飲料水の確保

災害時における飲料水を確保するために、水道施設の耐震化を要望するとともに、東京都と連携し、水道水循環式貯水槽の維持管理を適切に行います。

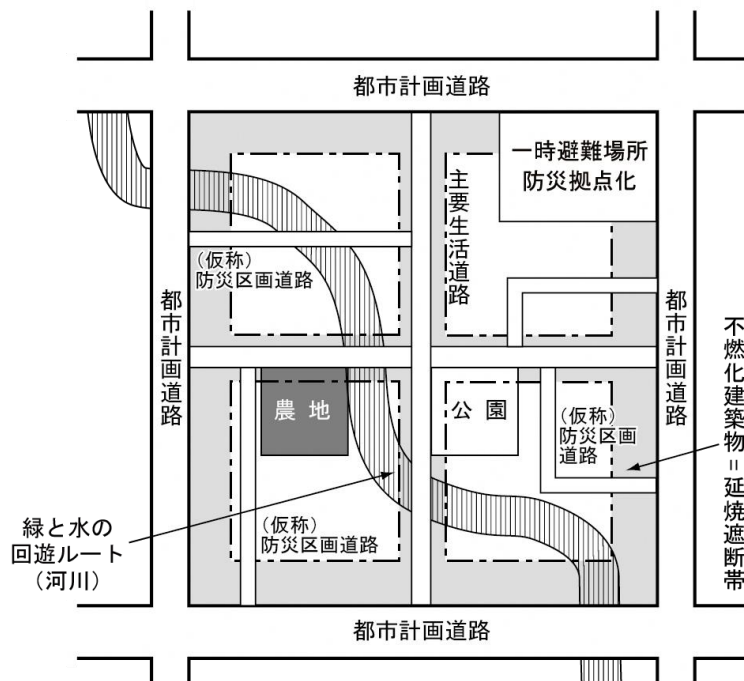
② 災害時でも生活圏の安全が確保できるまちづくり

ア 防災ブロック（まちづくりブロック）の形成

災害時に大きな被害をもたらす延焼火災を防止するために、都市計画道路などの幹線道路で囲まれた「防災ブロック（まちづくりブロック）」を形成し、延焼遮断帯や避難ルート等を確保します。

震災時の危険性解消の取組の必要性について全市域の調査・検討を行い、周囲の都市計画道路や主要生活道路、これらの道路における延焼遮断機能、避難や消火・救助活動を補完する（仮称）防災区画道路の整備、防災ブロック（まちづくりブロック）内の防災拠点・避難拠点等の必要性を検証し、震災時等の防災性向上に取り組みます。

■ 防災ブロック（まちづくりブロック）のイメージ



イ 建築物の不燃化及び耐震化等の促進

市街地の不燃化を促進するため、引き続き、防火地域、準防火地域の指定地域の拡大を検討するほか、東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制区域の指定を検討します。

地域全体の不燃化が進むように、都市計画道路の整備や地区計画等を導入することなどの検討を行います。

また、耐震診断助成及び耐震改修助成事業を活用し、老朽木造住宅等の耐震化を促進します。

（参考事例）調布保谷線沿線地区地区計画

調布保谷線沿線地区では、都市計画道路の整備にともない、地区計画を導入するとともに、東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制区域の指定を受けている。

ウ 防災性向上のための調査検討

地震に関する地域危険度等が高い地域について、改めて調査を行うとともに、新たな防火規制区域の指定、必要となる延焼遮断帯、（仮称）防災区画道路の拡幅整備を誘導する地区計画や狭小宅地開発の防止策など、面的な防災性の向上を図るための対策の検討を行います。

エ オープンスペースの確保

河川、道路、農地など、都市におけるオープンスペースを防災空間として活用していくため、集合住宅等を建設する事業者に対して、「まちづくり条例」に基づく環境配慮基準などにより、オープンスペースの確保を図ります。

特に、三鷹駅前周辺については、三鷹駅南口中央通り東地区（三鷹センター周辺・文化劇場跡地）の再開発事業において、オープンスペースの確保に努めます。

オ 建築物・都市施設の安全性の確保

都市の安全性を確保するため、集合住宅等の建築や開発行為の際には、「まちづくり条例」に基づく環境配慮基準による指導を行います。

また、公共施設については、「耐震改修促進計画」に従って、耐震補強工事など必要な措置を行います。

下水道については、「下水道再生計画」に基づき、下水道施設の耐震化を図り、ライフラインの整備を強化します。

③ 災害に強い道づくり

ア 緊急輸送道路の機能確保

災害時における救援・救護活動や緊急物資を輸送する道路として、高速道路以外に、東八道路（三鷹通り以西）と三鷹通りが、地震防災対策特別措置法に基づく第一次緊急輸送道路及び「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」に基づく特定緊急輸送道路として指定されていることを受け、一定の要件を満たす沿道建築物について、重点的に耐震化を促進します。その他に、第二次及び第三次緊急輸送道路に指定されている道路がありますが、防災上重要な道路が災害時に閉塞しないよう、沿道建築物の耐震化促進を検討します。

イ 延焼遮断帯の形成

防災拠点を結ぶ道路空間の防災化を進め、防災ネットワークの構築を図ります。

東京都の骨格防災軸に位置づけられている調布保谷線においては、環境施設帯の整備により防災化が図られました。その他の延焼遮断帯についても、東京都と連携を図りながら整備を進めます。

生活道路等においては、ブロック塀の生け垣化や接道部緑化を推進します。

ウ 避難路の確保

住宅密集地域において、幅員が4mに満たない狭あい道路を解消し、防災性を向上するため、「狭あい道路拡幅整備事業」を推進するほか、建替え等にもなう道路後退整備や「まちづくり条例」に基づく開発事業の協議により、避難路等の確保を図ります。

④ 総合的な治水対策の推進

近年の異常気象を起因とする集中豪雨による「都市型水害」に対応するため、緊急を要する箇所に雨水管・雨水貯留管等を整備するとともに、「浸水ハザードマップ」等により浸水対策の周知・啓発を行います。

また、分流式下水道への転換、合流式下水道の改善、雨水浸透ますの設置、止水板設置工事助成など、引き続き雨水流出抑制型下水道への転換を図るとともに総合的な治水対策を進めます。

⑤ 崖・擁壁・急傾斜地等の安全化

ア 崖・擁壁の規制指導

大沢住区や新川中原住区の一部には、崖地や急な斜面に宅地を造成し、住宅を建設している例が多くあります。地盤の崩壊や土砂崩れなど災害を引き起こす可能性が高い場所から、東京都などととも安全対策の実態調査を行い、危険な箇所がある場合については、安全対策を最優先に行うとともに、周辺の自然環境に配慮したうえで、擁壁の設置や補修について指導を行います。

イ 急傾斜地等への対応

崩壊する恐れのある急傾斜地[※]のうち、地域住民に情報提供を行いながら、危険性がある場合は、崩壊防止工事等の対応について指導していきます。

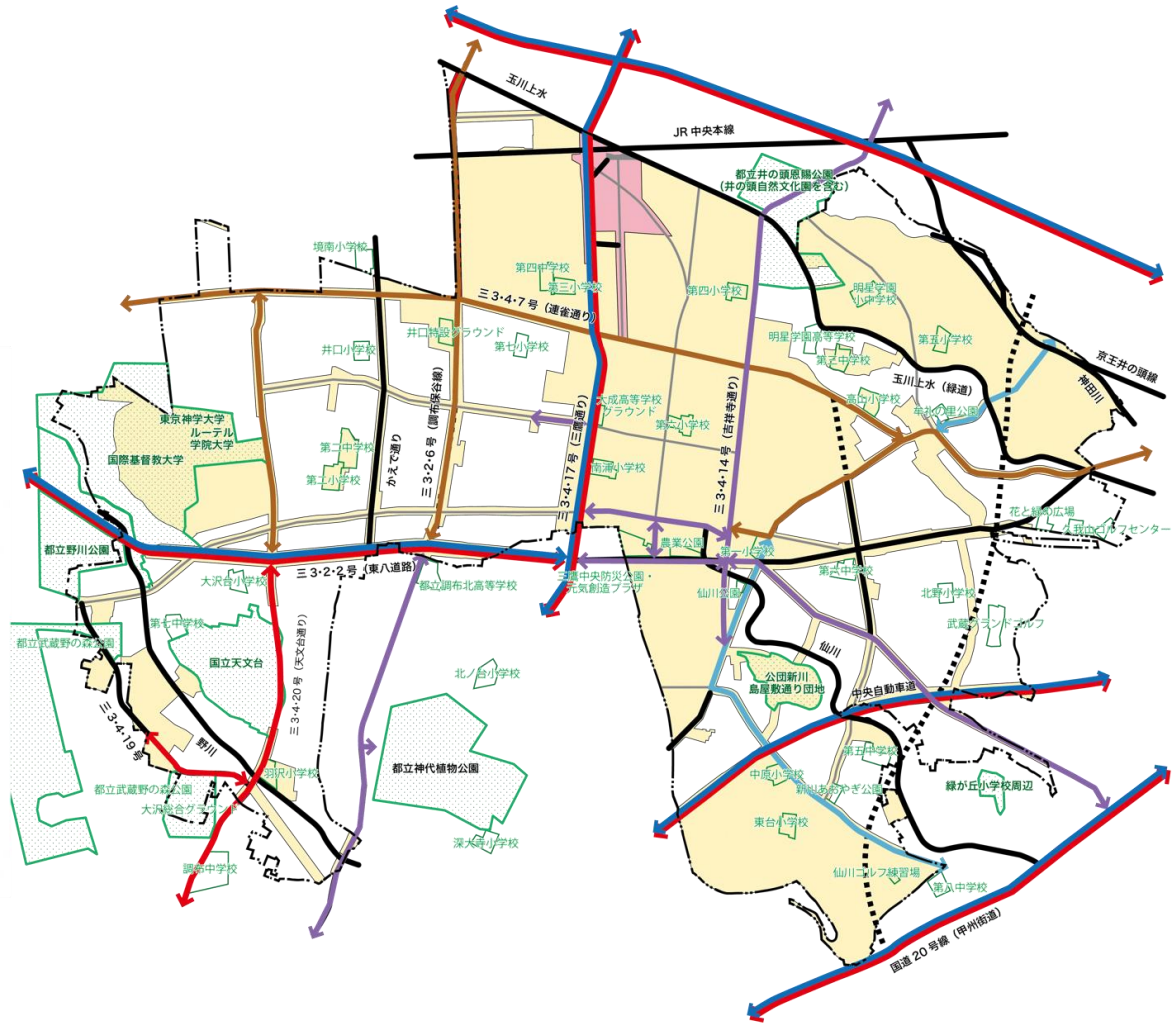
土砂災害のおそれのある「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」に指定されている区域については、東京都と連携し、住宅等の新規立地の抑制や警戒避難体制の整備などの対策を検討していきます。

※急傾斜地：「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に規定された傾斜度 30 度以上の土地。

⑥ 災害復旧の迅速化に向けた取組

災害の発生にともない、土地の形状が変わってしまうことに備えて、境界を正確に復元し、復旧活動（復旧計画の策定や換地事務等）に迅速にとりかかるため、国及び東京都と調整を図りつつ、地籍調査を実施しています。

（5）三鷹市内における防火地域・防災軸・避難場所 及び緊急輸送道路



防火地域

- 防火地域
- 準防火地域
- 新防火地域

防災軸

- 主な防災軸（現況）
- 主な防災軸（整備予定路線）

避難場所

- 一時避難場所
- 広域避難場所

緊急輸送道路

- 第一次緊急輸送道路
- 特定緊急輸送道路
- 第二次緊急輸送道路
- 第三次緊急輸送道路
- その他緊急輸送道路

（平成31年3月現在）

2 道づくりとともに進めるまちづくり

（1）現状と課題

都市計画道路の整備率は、46.4%（平成30年度末現在）という状況にあります。現在、東八道路（都市計画道路3・2・2号）、調布保谷線（都市計画道路3・2・6号）等の整備が進められており、今後は整備率の向上が予想されます。

調布保谷線の整備にあたっては、道づくりの新たな手法として環境施設帯整備検討協議会を設置し、地域の意見を聴き、地域の特性にあった道づくりを進めています。

連雀通りの整備については、連雀通りまちづくり協議会が設置されている地域において、協議会の意見を聴きながら、まちづくりと道づくりを一体的に進める新たな取組を進めています。

先進的な取組として、国の自転車通行環境に関するモデル地区事業として、かえで通りに自転車道の整備を実施しました。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場などの周辺7地区で、自転車が走行しやすい空間のネットワーク化を図る自転車推奨ルートが設定されるなど、今後、低炭素社会における道づくりとして、自転車走行空間のネットワーク化が求められます。

また、東京外かく環状道路は、都市計画変更（平成19年4月）により、大深度地下を活用した地下方式で建設されることとなりました。国及び東京都は、ジャンクション周辺地域について、東京外かく環状道路の「対応の方針」（平成21年4月）の中で、周辺の都市計画道路の整備の考え方を示しました。また、三鷹市、国及び東京都との協働によるワークショップを開催し、市民意見を反映した「北野の里（仮称）まちづくり方針」及び北野の里（仮称）ゾーニングを策定しました。

一方、生活道路については、歩行者や自転車中心の道づくりとして、コミュニティ・ゾーンの整備に引き続き、あんしん歩行エリアなど面的な整備を実施してきました。

今後、幹線道路の整備においては、バリアフリーに配慮しただれもが安心して移動できる歩行空間を確保することや、周辺環境との調和に配慮することが必要です。また、住宅地の生活道路は、狭あい道路の拡幅整備を推進するとともに、あんしん歩行エリア整備の手法を活用し、歩行者の安全性の確保に努めるとともに、通過交通抑制対策を図ることが求められています。特に、東京外かく環状道路ジャンクション周辺地域については、都市計画道路等の事業が段階的に進められることから、通過交通の生活道路への抑制策を検討し、適切に取り組んでいく必要があります。

■土地利用総合計画 2022 策定時からの状況変化と目標

項目	平成 22 年度	平成 26 年度	平成 30 年度	令和 4 年度
都市計画道路の整備率	41.9%	43.8%	46.4%	53.1%

（第4次三鷹市基本計画より）

（2）方針

都市計画道路などの幹線道路の適切なネットワーク化を図るため、優先順位の高い路線から順次整備が進められるよう取り組むとともに、都市計画道路の検証を不断に行い、地域のまちづくりの状況等を踏まえ、必要に応じて道路の計画を見直していきます。

東京外かく環状道路周辺の都市計画道路の整備においては、国、東京都が示した「対応の方針」が着実に実施されるよう、国、東京都に引き続き強く要望します。また、都市計画道路の整備にあわせて、地区計画等により良好な環境を確保し、周辺のまちづくりを進めます。

連雀通り等では、「まちづくり推進地区整備方針」に基づき、道づくりとまちづくりを一体的に進めていきます。

また、幹線道路、生活道路等については、その機能が発揮できるよう道づくりを進め、交通機能のみならず、バリアフリー、沿道の景観、さらに、都市の骨格や居住環境形成など都市形成機能に配慮した整備を行います。

そのほか、「交通総合協働計画 2022（第2次改定）」と整合を図りながら、三鷹市の平坦な地形を活かして、過度に車に依存することのない、低炭素社会に対応した道路整備として、自転車走行空間の検討や交通システムの構築を進めます。



■調布保谷線（新武蔵境通り）



■かえで通り

（3）具体的施策の体系

道づくりとともに進めるまちづくり施策

① 道路の機能に応じた道づくり

- ア 主要幹線道路・幹線道路等の整備
- イ 幹線道路の交差点等の整備
- ウ 主要生活道路・生活道路の整備
- エ 地先道路の整備
- オ 歩行者・自転車道路の整備
- カ 自動運転等新技術の研究

② 道路環境の向上

- ア 一体的なまちづくりの推進
- イ 防災機能の強化
- ウ 人にやさしい道づくりの推進
- エ 快適な道路空間の創出
- オ 良好な沿道環境の形成
- カ 安全な歩行空間の確保
- キ 自転車交通の環境整備

③ 交通対策とまちづくりの連動

- ア 広域的道路行政への取組
- イ JR 中央本線の立体化・複々線化
- ウ バス交通の充実
- エ 駐輪場・駐車場の整備
- オ 通過交通の抑制
- カ 自転車の交通手段としての再評価

（４）主要事業の概要

① 道路の機能に応じた道づくり

■ 道路の機能分担

区分	交通機能	空間機能	都市形成機能	該当道路
主要幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> 都市間の連結 通過交通の処理 バス交通の分担 	<ul style="list-style-type: none"> 生活 緑の供給 防災 	<ul style="list-style-type: none"> 広域的な都市骨格の形成 広域的景観形成 	<ul style="list-style-type: none"> 東八道路 調布保谷線（事業中）など その他の都市計画道路
幹線道路			<ul style="list-style-type: none"> 都市骨格の形成 都市の主要景観の形成 	<ul style="list-style-type: none"> 三鷹通り、連雀通り 山中通り その他の都市計画道路
準幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> 地域内発生交通を幹線道路に連結 地域内交通の集散 バス交通の分担 		<ul style="list-style-type: none"> 都市骨格の形成の補助 都市の主要景観の形成 	<ul style="list-style-type: none"> 人見街道 区域内幹線道路 三鷹台駅前通り
主要生活道路			<ul style="list-style-type: none"> 都市骨格の形成の補助 居住環境区域の形成 都市景観の形成 	<ul style="list-style-type: none"> 幹線コミュニティ道路 新道北通り いずみ通り 他
生活道路	<ul style="list-style-type: none"> 住区内交通の集散 沿道の出入り 	<ul style="list-style-type: none"> 生活 緑の供給 コミュニティ 	<ul style="list-style-type: none"> 居住環境区域の形成 都市景観の形成 	<ul style="list-style-type: none"> 住区別コミュニティ道路 東西道路
地先道路	<ul style="list-style-type: none"> 沿道の出入り 	<ul style="list-style-type: none"> 生活 コミュニティ 	<ul style="list-style-type: none"> 居住環境区域の形成 	<ul style="list-style-type: none"> 行き止まり道路 狭あい道路 他
歩行者・自転車系道路	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者及び自転車を最優先 	<ul style="list-style-type: none"> 生活 防災 コミュニティ 緑の供給 	<ul style="list-style-type: none"> 都市景観の形成 	<ul style="list-style-type: none"> 中仙川遊歩道 玉川上水緑道 他

ア 主要幹線道路・幹線道路等の整備

三鷹市における主要幹線道路である都市計画道路は、東西南北に適切に計画されていますが、事業の進捗率が低いため、交通ネットワーク、防災機能、環境等の側面から、都市計画道路のもつ機能が十分に発揮されているとはいえない状況にあります。

このため、現在、事業を推進している調布保谷線や都市計画道路3・4・7号

（連雀通り）等の早期整備をめざすとともに、優先順位の高い路線から順次整備が進められるよう事業を推進していきます。また、周辺生活道路への通過交通の流入の課題もあるため、東京外かく環状道路周辺の都市計画道路等の整備は、円滑な交通流動の実現が図られるよう東京外かく環状道路事業に合わせて整備が進められています。

整備にあたっては、地区計画の指定やまちづくり協議会など市民参加のもと、まちづくりと一体となった道づくりを展開していきます。

具体的な個々の道路整備は、次のような整備目標とします。

■主要幹線道路等の整備目標

A 主要幹線道路の整備
○都市計画道路 3・2・2 号の整備 ○都市計画道路 3・2・6 号の整備
B 幹線道路の整備
～市施行の都市計画道路～ ○都市計画道路 3・4・9 号（三鷹通り～武蔵野市境） ○都市計画道路 3・4・13 号（人見街道～都市計画道路 3・4・7 号） ○都市計画道路 3・4・7 号（三鷹市八幡前交差点～下連雀七丁目交差点付近） 「第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業」により、三鷹市八幡前交差点～下連雀七丁目交差点付近間の整備を行います。 ※第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業は、地域にとって重要な役割を果たす都道を東京都と市町村が連携協力して整備を行い、交通の円滑化・歩行者の安全性・利便性の向上など、地域のまちづくりに寄与することを目的としています。
～都施行の都市計画道路～ ○都市計画道路 3・4・3 号（北野地区） ○都市計画道路 3・4・7 号（下連雀七丁目交差点付近～狐久保交差点） 下連雀七丁目交差点付近～狐久保交差点間については、連雀通りまちづくり協議会の提案などを受けて策定した「連雀通り商店街地区まちづくり推進地区整備方針」を踏まえ、方針内容の具現化に向けた調整を図りながら、事業を促進します。 ○都市計画道路 3・4・7 号（狐久保交差点～都市計画道路 3・4・12 号） ○都市計画道路 3・4・11 号（北野地区） ○都市計画道路 3・4・12 号（牟礼・北野地区） ○都市計画道路 3・4・14 号（吉祥寺通り） ○都市計画道路 3・4・20 号（人見街道～山中通り） ○第四次事業化計画における都市計画道路の計画内容再検討路線について、東京都が主体に検討し、市と連携して進めます。
C 準幹線道路及び主要生活道路
市道については、都市計画道路に準じた機能を持つ道路として、整備又は整備に向けた検討を行います。また、都道については、電線類地中化事業や交通安全施設事業等により、安全で

快適な歩行空間の確保等を強く要望していきます。

市道

○市道第 135 号線（三鷹台駅前通り）

都道

○人見街道

東京外かく環状道路は、都市計画変更（平成 19 年 4 月）により、大深度地下を活用した地下方式で建設されることとなりました。また、ジャンクション周辺地域の都市計画道路の整備について、東京外かく環状道路の「対応の方針」の中で、「外環本線の事業に合わせて行う」という考え方が示されました。

東京外かく環状道路事業は、平成 21 年 5 月 29 日に事業化されましたが、三鷹地区検討会等で市民から提起された課題について、国、東京都が示した「対応の方針」の確実な実施及び平成 25 年度、平成 28 年度に実施したワークショップに基づく市民意見等の反映を国、東京都に強く要請します。

また、外郭環状線の 2 の整備の必要性や環境対策等については、市民意見及び三鷹市の意見が十分尊重され、地域特性に合わせた適切な対応が図られるよう、東京都へ要請するとともに、市民意見が反映できる手法を東京都と協議します。

イ 幹線道路の交差点等の整備

東京都では、右折待ち車両による渋滞を緩和するため、3次にわたり「交差点すいすいプラン」を実施しています。三鷹市内では、5箇所計画されていることから、東京都と協力しながら積極的に取り組みます。

ウ 主要生活道路・生活道路の整備

市内の道路の大半を占める主要生活道路・生活道路については、「生活道路網整備基本方針」などにに基づき、計画的整備を図ります。

生活道路への通過交通が課題となっていることから、安全に配慮した道づくりを進めます。具体的には、これまで取り組んできたコミュニティ・ゾーンの整備やあんしん歩行エリア内で実施した整備手法を活用して、車中心の道づくりから歩行者や自転車等を優先した道づくりを進めます。

また、段差の解消や、ベンチの設置などのバリアフリー化、幹線道路への円滑なアクセス、まちづくり推進地区の指定のほか、地区計画制度の活用や、生活道路のネットワーク化及び沿道の不燃化など、安全で快適な生活道路の整備を推進します。

エ 地先道路の整備

地先道路は、市民の生活や地域コミュニティに密着した最も身近な道路です。しかし、幅員が狭い道路や、隅切りがない交差点、行き止まり道路等多くの課題があります。防災性や安全性を向上するため、住民の理解と協力を得ながら、狭あい道路拡幅整備事業を推進するほか、建替え等にもなう道路後退整備等を促進するとともに、開発行為等においては、「まちづくり条例」に基づく協議により、通り抜け可能な道路の整備を図ります。

オ 歩行者・自転車道路の整備

市ではかえで通りに自転車道を整備し、東京都も東八道路や調布保谷線に自転車走行空間を整備しており、ネットワーク化が進められています。また市内では、大沢グラウンド通りなどが自転車推奨ルートに設定されるなど、ネットワーク化に向けた新たな取組も始まっています。

今後は、これまでに整備した路線について、引き続き安全面などの検証を行うとともに、自転車推奨ルートやかえで通り以外の市道を含めた自転車走行空間のネットワーク化を検討し、よりよい整備に向けた取組を進めます。

カ 自動運転等新技術の研究

実用化に向け研究が進展している自動運転やICT等の新技術により、道路の役割に変化が生じることが考えられます。三鷹市において、どのように新技術を受け入れ、活用していくのか等の研究・検討を行っていきます。

② 道路環境の向上

ア 一体的なまちづくりの推進

道づくりの整備効果を一層高めるためには、市民と行政が道路を接点とした協働によるまちづくりを進めることが重要です。

都市計画道路事業が推進される地域などは、幹線道路の整備と通過交通抑制策等の安全安心のまちづくりを一体的に検討していく必要があります。

また、開発事業に関する指導要綱に基づく指導、まちづくり推進地区の指定や地区計画制度の活用など沿道のまちづくりを一体的に進めるとともに、引き続き、あんしん歩行エリアの指定による整備などにより、道路整備とあわせた総合的な

まちづくりを進めます。

イ 防災機能の強化

震災発生時においても道路の機能を確保するため、特定緊急輸送道路沿道の一定の要件を満たす建築物の耐震性の強化などに取り組んでいきます。

都市計画道路の整備による延焼遮断帯の構築、避難路の拡充に努めるほか、防災機能を強化するため、沿道の不燃化促進、老朽化した橋梁の改修、狭あい道路や（仮称）防災区画道路の拡幅整備を進めるとともに、接道部緑化（生け垣化等）の誘導、不法占有物の規制の強化を行います。

ウ 人にやさしい道づくりの推進

高齢者や障がい者も含めたすべての人々が、安心して快適に生活し、様々な活動ができるように、「バリアフリーのまちづくり基本構想 2022（第2次改定）」に基づき、道路のバリアフリー化を引き続き推進します。

道路のバリアフリー化においては、急傾斜地のバリアフリー化に取り組むとともに、「ベンチのあるみちづくり整備計画」に基づき、ほっとベンチの設置を推進します。また、引き続き歩道の拡幅、段差の解消、交差点の改良、誘導ブロックを設置するほか、歩車道分離構造の確立や通過交通の生活道路等への流入の抑制などの取組を行っていきます。

エ 快適な道路空間の創出

架空線の地中化や電柱の私有地内への移設、不法占拠物（看板類や商品等）の規制強化などにより、歩行空間の障害物を取り除くとともに、傾斜地の道路のバリアフリー化や歩道の拡幅など、歩行空間の改善を推進します。

あわせて、生活環境に配慮した舗装として、低騒音舗装や透水性舗装の整備を推進し、リサイクル材料の活用等も積極的に採用して整備を進めます。今後も、道路空間の公園化（舗装材・道路施設の改善・高品質化、ベンチの設置等）をめざし、景観重要道路の指定等を検討するとともに、接道部緑化（生け垣化等）や地区計画制度を活用した沿道の緑化等により、快適な道路空間の創出を推進します。



■風の散歩道

オ 良好な沿道環境の形成

道づくりは、単に交通機能を満たすだけでなく、沿道の民有地等と一体となり、良好な環境を形成することが求められます。

良好な沿道環境の形成にあたっては、街路樹・植栽・幹線道路における環境施設帯の整備に加え、民有地等については、接道部緑化（生け垣化等）の誘導、地区計画制度の活用や「景観づくり計画 2022」による沿道の風景・景観誘導を行います。

カ 安全な歩行空間の確保

安全な歩行空間を確保するため、引き続き、道路の拡幅や歩道の設置、交通安全施設（サイン、カラー舗装等）の設置を行います。

生活道路等においては、歩車共存道の整備により歩行空間の確保を図ります。安全対策として交通管理者と連携を図りながら、交差点鉞や滑り止め舗装を行うほか、街路灯のLED化（省エネルギー化）を図るなど、安全安心のまちづくりを推進します。

今後は、都市計画道路の整備が進められる地域で、通過交通対策が十分でない地域などのあんしん歩行エリアに指定されていない地域についても、あんしん歩行エリアで行う整備手法等を活用することにより、安全対策を積極的に推進します。

キ 自転車交通の環境整備

三鷹市では、かえで通りに自転車道の整備を行いました。東京都も東八道路や調布保谷線に自転車走行空間の整備を行い、部分的にネットワーク化が図られてきました。

今後は、国土交通省と警察庁が策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を踏まえ、よりよい整備に向けた取組を進めます。

③ 交通対策とまちづくりの連動

ア 広域的道路行政への取組

都市計画道路等広域的な道路の計画・建設や交通システムの整備等については、「交通総合協働計画 2022（第2次改定）」と整合を図りながら、関係機関や近

隣市区と連携を図ります。説明会等により情報提供を図ることに加え、市民参画等による双方向の話し合いの中で、整備の必要性から環境対策等について、市民の意見が反映できる手法を検討します。

イ JR 中央本線の立体化・複々線化

JR 中央本線（三鷹駅～立川駅間）の立体交差事業において、JR 中央本線の高架化は完了しました。今後は、JR 中央本線で分断されていた周辺地域のまちづくりの展開を図ります。

また、複々線化については、三鷹・立川間立体化複々線促進協議会への参画を通じて、関係機関及び沿線市と連携し、事業者等への要請活動などを行うとともに、事業化についての検討を行っていきます。

ウ バス交通の充実

バス交通の充実、自動車交通の抑制による低炭素社会の形成にも貢献することとなります。市内の交通不便地域を解消し、利用者の利便性を向上させるため、地域公共交通活性化協議会で検討を行い、路線バスの拡充と補完交通としてのコミュニティバスの運行を改善し、移動しやすい・地域活性化につながるみたかバスネットの再構築を図ります。

また、バスの乗り換え駐輪場（サイクルアンドバスライド）の拡充・整備、バス停施設（屋根・ベンチ等）の高品質化及びバリアフリー化、バスベイ（歩道の切り込みのある駐車場）の整備、バス接近表示システム（バスロケーションシステム）の拡充等について関係機関に要請します。



©2001 スタジオジブリ
■コミュニティバス



■サイクルアンドバスライド

エ 駐輪場・駐車場の整備

放置自転車対策は大きな課題であり、駐輪場整備は急務の取組となっているため、「駐輪場整備運営基本方針」に基づき、鉄道駅周辺における利便性の高い駐輪場の整備を引き続き推進していきます。特に、三鷹駅南口周辺に市有地等で運営している駐輪場用地を有効活用するため、サイクルシェア事業や立体的活用等

を検討するとともに、三鷹駅南口中央通り東地区（三鷹センター周辺・文化劇場跡地）などの再開発事業においても、駐輪場の整備を推進していきます。

駐車場については、三鷹駅前エリアなど駐車場施設の需要が見込まれる地区を対象として、公共交通機関との役割などを検証したうえで、必要となる駐車場整備を推進します。

オ 通過交通の抑制

三鷹市内では、幹線道路などの交通渋滞の発生等により、生活道路を抜け道として利用する車両が多く、通過交通の対策が求められています。

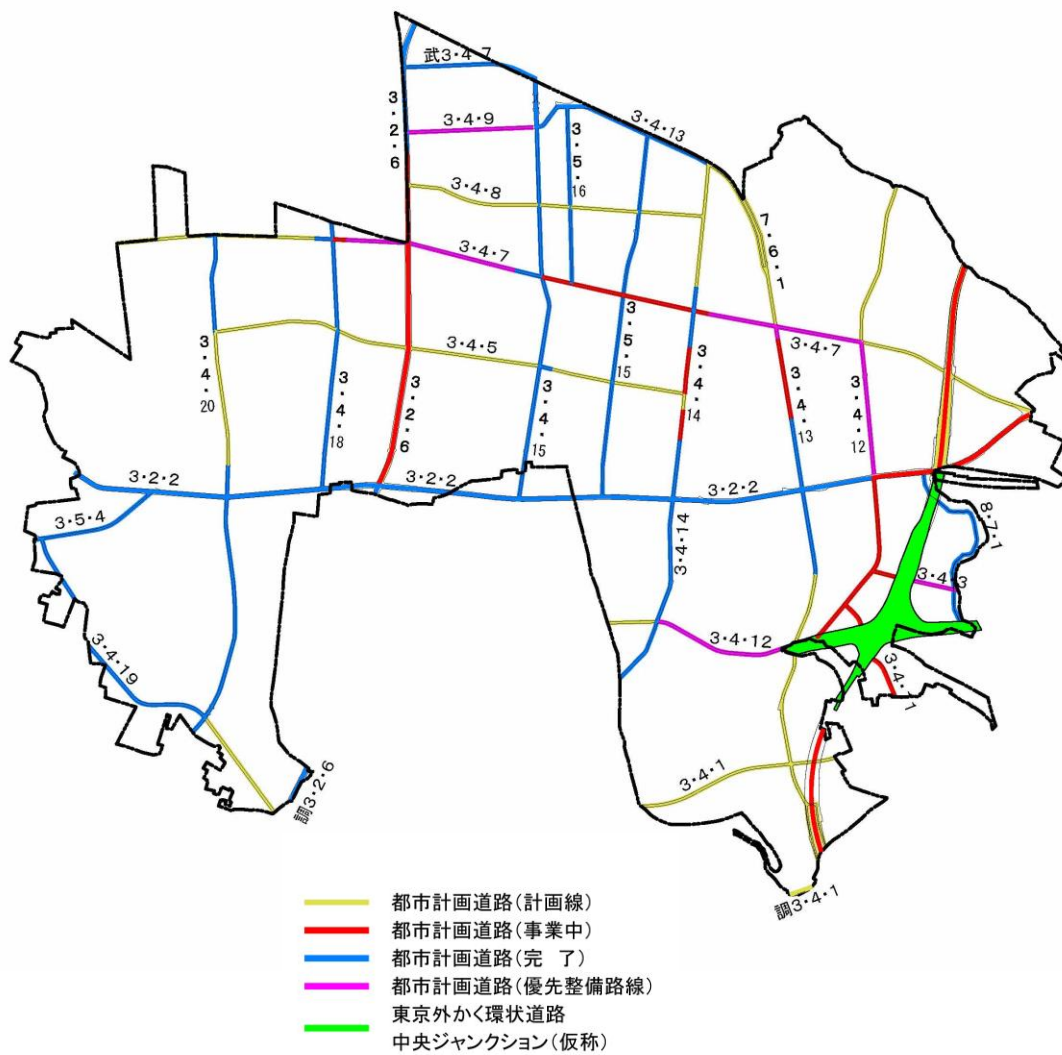
このため都市計画道路等の幹線道路の整備を促進し、適切なネットワーク化を図るとともに、地域においては、上連雀や下連雀地区で実施したコミュニティ・ゾーンの整備、あんしん歩行エリアの指定・整備によって事故が減少した実績を踏まえ、交通管理者と連携を図り、あんしん歩行エリア以外の地域についても、あんしん歩行エリアで行う整備手法等を活用し、全市的な安全対策を推進します。

カ 自転車の交通手段としての再評価

交通手段としての自転車は、自動車交通の抑制による低炭素社会の形成、公共交通機関の補完、駅前地区の活性化等の効果が期待されることから、自転車利用を促進します。

自転車走行空間のネットワーク化や、「駐輪場整備運営基本方針」に基づく駐輪場整備を推進し、自転車利用に係る快適な環境整備を進めるとともに、安全性の向上のため、マナーアップの啓発事業を並行して進めます。

（5）都市計画道路網図



(平成31年3月現在)

3 緑と水を活かしたまちづくり

（1）現状と課題

緑と水の拠点整備については、平成 17 年度に策定した「緑と水の基本計画」に基づき、3 箇所のふれあいの里及び市民の広場等の修景整備を進めてきました。特に 3 箇所のふれあいの里の整備については、市民の協力を得ながら、地域特性や資源を活かした整備を進めています。

緑と水の再生・創出については、「安全で安心な公園づくりガイドライン」に基づき、ワークショップ方式を取り入れた公園の改修を進めるなど、市民と協働で公園づくりを行ってきました。また、「公園・緑地の適切な活用に向けた指針」を平成 30 年5月に策定し、これに基づいた市民に親しまれ魅力ある公園・緑地の整備の取組を始めています。都立公園の整備については、武蔵野の森公園及び井の頭恩賜公園西園区域の整備が完了するなど、東京都とも連携を図っています。

一方、緑と水の保全については、生産緑地を含む農地や保存樹林の減少が続いている等の課題があります。

今後は、東京外かく環状道路事業計画にともなう新たなふるさと空間の創出として「北野の里（仮称）」の具現化に向けた取組を行います。市民意見を反映した「北野の里（仮称）まちづくり方針」（平成 28 年3月）に基づき、地域のまちづくりに連動した農地の保全・活用策を検討し、将来にわたり農地、周辺の公園、屋敷林及び雑木林等が地域で育まれる、高環境なまちづくりを進めることが求められています。

■土地利用総合計画 2022 策定時からの状況変化と目標

項目	平成 22 年度	平成 26 年度	平成 30 年度	令和 4 年度
市域面積に対する公園緑地等の割合	4.60%	4.72%	5.00%	5.48%
生産緑地指定面積	153.3ha	143.5ha	133.8ha	維持
緑被率	33.5%※1 (平成 21 年度調査)	32.0%※2	32.5%※3	33.0%

（第4次三鷹市基本計画ほかより）

※1 平成 19 年度より航空写真データ等の解析技術などの手法を変更

※2 平成 24 年度の東京都調査結果をもとに平成 25 年度算定

※3 平成 29 年度の東京都調査結果をもとに平成 30 年度算定

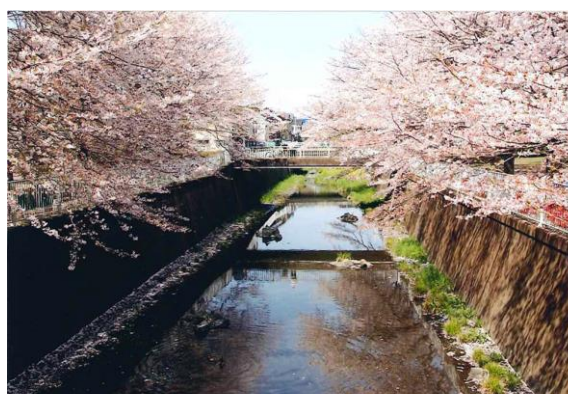
（２）方針

都市の利便性と緑や水などの自然環境が調和した、うるおいのある快適な都市空間の創出と景観の創造をめざし、「緑と水の基本計画 2022（第2次改定）」及び「景観づくり計画 2022」と整合を図りながら、

- ①まちづくりと連動した都市農地の保全・活用施策等の推進を図るなどの「農のあるまちづくり」
- ②自然緑地と農地の保全、公園・緑地の整備・拡充、接道部や屋上緑化等、市民緑化の推進などの「緑を活かしたまちづくり」
- ③湧水の保全、市内を流れる河川等における豊かな水辺空間の創出、生物が生息できる空間づくりなどの「水を活かしたまちづくり」について、緑と水の基盤整備の充実を図り、回遊性のあるまちづくりを市民、事業者、行政等の協働により展開を図ります。良好な景観の創造にあたり、重点的に景観づくりに取り組む区域等の検討とともに、景観づくりに関するガイドライン等による誘導などについて、取り組んでいきます。また、歴史・文化財との連携を図りながら、回遊ルート等の整備を進めます。



■大沢の里



■仙川

（3）具体的施策の体系

緑と水を活かしたまちづくり施策

- ① 緑と水の拠点の整備
 - ア ふれあいの里の整備（4箇所）
 - イ 三鷹中央防災公園エリアの整備
 - ウ 市民の広場の整備（5箇所）
 - エ 出合いのスポットの整備（11箇所）

- ② 回遊ルート等の整備
 - ア コミュニティ道路の整備
 - イ 河川ルートの整備
 - ウ モデルルート等の整備

- ③ 緑と水の保全
 - ア 自然緑地の保全
 - イ 農地の保全
 - ウ 河川・橋梁の保全・整備
 - エ 湧水の保全
 - オ 緑と水辺の景観の保全
 - カ 民間緑地等の市民開放

- ④ 緑と水の再生・創出
 - ア 公園・緑地の整備
 - イ 清流復活と水辺空間の再生・創出
 - ウ ビオトープの整備
 - エ 市民農園等の設置
 - オ 公共施設等の緑化の推進
 - カ 民有地の緑化
 - キ 公有地化の推進
 - ク 接道部緑化・屋上緑化の推進
 - ケ 啓発事業の推進

- ⑤ 良好な景観の創造
 - ア 景観づくり計画 2022 の推進
 - イ 公共施設を中心とした景観づくりの推進
 - ウ 清潔で美しい環境づくりに向けて
 - エ ガイドライン等による誘導

（４）主要事業の概要

① 緑と水の拠点の整備

ア ふれあいの里の整備（４箇所）

ふれあいの里は、これまで緑と水の拠点として、３本の河川軸（野川、仙川、玉川上水）沿いに３箇所（大沢の里、牟礼の里、丸池の里）指定し、樹林、農地、湧水などのふるさと資源を活かした保全、修景整備を行ってきました。

引き続き、これら３箇所のふれあいの里の整備を推進するとともに、新たなふれあいの里として、東京外かく環状道路中央ジャンクション（仮称）の蓋かけ上部空間等及びその周辺を含めた、「北野の里（仮称）」の創出に向けた取組を行います。

※河川軸：河川及び玉川上水

イ 三鷹中央防災公園エリアの整備

整備が完了した三鷹中央防災公園・元気創造プラザに加え、周辺に現存する農業公園、仙川公園と仙川を一体として、まとまった緑と水の連なりとして整備を行います。

■ふれあいの里及び三鷹中央防災公園エリアの概要

里		主なテーマ	住 区
ふれあいの里	大沢の里	野川の流れと崖線の緑を軸に、貴重な自然環境の保全や文化遺産の保全と活用	大沢
	牟礼の里	昔ながらの農風景として保全していくことを基本とした、玉川上水等との調和のとれた公園等の整備	東部 井の頭
	丸池の里	仙川沿いの樹林や農地、水辺空間などの自然環境を極力維持しながら、湧水を活用した丸池など、緑と水の調和した環境づくり	新川中原
	北野の里 （仮称）	東京外かく環状道路の整備にともない、ジャンクションの上部空間等を里の中心とした地域のシンボリックな公園等の施設整備や地域特性である緑や農を活かした周辺整備	東部
三鷹中央 防災公園エリア		三鷹中央防災公園・元気創造プラザにおける一時避難場所の整備と周辺の農業公園、仙川公園等と一体となった緑と水のネットワーク形成	東部 新川中原 連雀

ウ 市民の広場の整備（５箇所）

市民の広場は、核となる公共施設等と一体となった都市的なアメニティ空間を

創出するところで、周辺地域を公園的な空間として緑や景観に配慮した空間の整備を進めてきました。

今後も引き続き、多くの市民が集う広場空間となるように、それぞれの広場の特色を活かして整備を進めます。

■市民の広場の概要

広 場	主なテーマ	住 区
芸術文化センターエリア	芸術と文化の広場	連雀
三鷹駅前エリア	にぎわいと出会いの広場	三鷹駅周辺
市立アニメーション美術館エリア	うるおいとにぎわいの広場	三鷹駅周辺
市民センターエリア～防災公園一帯	ふれあいと情報発信の広場	連雀・新川中原
大沢総合グラウンドエリア	緑とスポーツの広場	大沢

エ 出会いのスポットの整備（11箇所）

出会いのスポットは、緑と水の回遊ルート上の各地域の特色ある施設やふるさと資源を中心に、ルート上の中継点ともなるやすらぎ空間として設置するサブ拠点です。

引き続き、緑と水の散歩道の中継地点として、散策を楽しむ利用者に対して休憩の空間ともなるよう整備を推進します。

■出会いのスポットの概要

スポット	主なテーマ	住 区
山本有三記念館	文学	三鷹駅周辺
井の頭公園駅前	井の頭恩賜公園・にぎわい	井の頭
北野ハピネスセンター	福祉・武蔵野の緑	東部
北野中央公園	農風景・公園化	東部
新川中原コミュニティ・センター	コミュニティ・スポーツ	新川中原
旧どんぐり山	福祉・崖線の緑	大沢
高齢者センターけやき苑	福祉・教育・いこい	西部
中近東文化センター	文化・教育	大沢
仙川・上連雀エリア	親水公園化	三鷹駅周辺
農業公園周辺	学び・ふれあい・交流	新川中原
三鷹台駅前周辺	河川・にぎわい	井の頭

② 回遊ルート等の整備

ア コミュニティ道路の整備

三鷹駅前エリアから市民センターエリアまでの間におけるコミュニティ道路の整備を、沿道の開発事業とあわせて今後も継続して行います。

イ 河川ルートの整備

河川ルートの整備は、野川、仙川、神田川や玉川上水沿いの拠点及び緑道・遊歩道化整備を進めていきます。

特に、拠点である三鷹中央防災公園エリアから丸池の里、新川天神山青少年広場を経て仙川下流にかけての大きな緑地と仙川の水辺空間の連続性に着目し、拠点とルートが繋がる新たな緑と水の連続空間の創出に向け検討を進めます。

■河川ルートの概要

河川	主なテーマ	住区
野川	大沢の里と一体となった遊歩道の修景・延長整備	大沢
玉川上水	(上流部) 都市計画道路と一体となった整備	三鷹駅周辺 井の頭 東部
	(下流部) 玉川上水周辺の樹林などの環境保全	
神田川	神田川遊歩道の修景整備	井の頭
仙川	(上流部) せせらぎの流れる遊歩道の整備、公園との一体的な修景整備	連雀
	(下流部) 丸池の里等と一体となった遊歩道の修景整備	新川中原
緑と水の連続空間	三鷹中央防災公園エリアから、丸池の里、新川天神山青少年広場を経て仙川下流をつなぐ大きな緑と水の連続空間の整備	連雀 東部 新川中原

ウ モデルルート等の整備

緑と水の拠点であるふれあいの里や市民の広場をつなぐ代表的なルートとなる拠点周遊ルートの整備を行い、拠点間の連続性や回遊性を確保するとともに、新たなモデルルートについても検討・推進します。

③ 緑と水の保全

ア 自然緑地の保全

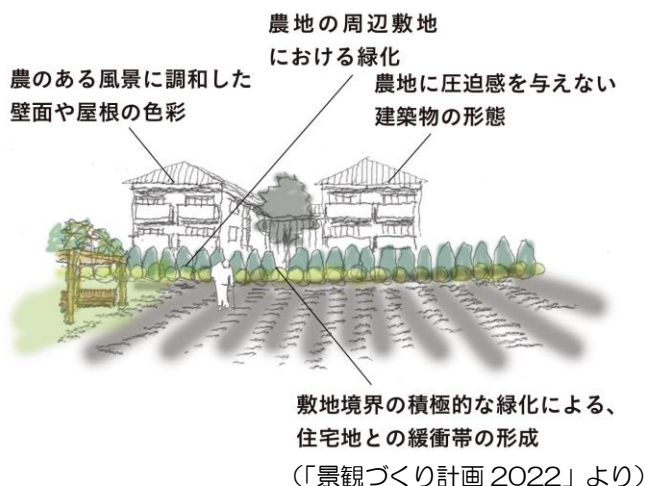
国分寺崖線等の斜面緑地やまとまりをもった樹林地、草地やこれらと一体をなす良好な自然環境については、引き続き、自然環境保全地区、緑化地域や特別緑地保全地区、保存樹木・樹林等の指定及び支援を推進します。

特に、回遊ルート周辺の自然緑地の重点的保全を図るとともに、緑と水の環境整備を重点的に講じる地区を指定し、保全・創出及び緑化の育成を推進するなど、緑と水に関する施策を展開します。

また、多様な生き物の生息を可能とする樹林、農地、水辺、公園緑地等の生息域の保全と拡充、連続化、質の向上、街かどの生息小空間の創出など、生き物の生息に配慮した空間づくりに取り組みます。

イ 農地の保全

市街化が進み、住宅などが隣接する都市農地については、「農業振興計画 2022（第3次改定）」による新鮮で安全な農産物の供給だけでなく、良好な住環境の維持、都市における自然環境の保全、緊急時の避難場所等の防災機能などとして、都市農地、都市農業を大切な資源として位置づけ、生産緑地制度を積極的に活用し、生産緑地地区の追加指定や特定生産緑地の指定等により、都市農地の維持・保全に努めるとともに、田園住居地域指定や都市農地保全を目的とした田園住居地域の趣旨を反映する都市計画制度の活用について検討します。



■営農と住環境の調和のイメージ

東京外かく環状道路事業により緑地や農地が減少することに対してジャンクション蓋かけ上部空間等への緑地や農地の創出を図るなどの取組を進めます。

また、相続税等の土地税制の改正を国や東京都に要請するとともに、都市農地

の保全を目指します。

ウ 河川・橋梁の保全・整備

都市の安全性と快適な環境を確保し、多様な生物の生息を可能とする環境づくりを進めるため、引き続き、総合的な治水対策を推進します。

橋梁の架け替えにあたっては、環境への配慮、周辺の景観との調和に配慮します。

エ 湧水の保全

丸池の里や井の頭池、神田川、野川の湧水等の復活を図るため、引き続き、雨水浸透施設等の設置を推進し、雨水の地下還元を促進します。（令和4年度までに雨水浸透ますを75,500基設置）

オ 緑と水辺の景観の保全

ふれあいの里などを中心に、回遊ルート整備を推進するとともに、人見街道のけやき並木や、北野のハピネスセンター前のけやき並木など、三鷹の原風景を表すまち並みの緑について、保全・活用できるよう景観重要公共施設の指定等を検討していきます。

カ 民間緑地等の市民開放

国際基督教大学や国立天文台等の市内に残された貴重なまとまった緑地を、都市の共有財産として保全し、地域への開放に向け、所有者等と協議を進めます。

④ 緑と水の再生・創出

ア 公園・緑地の整備

既存の公園及び緑地施設については、各公園等の機能分担等を考慮しながら、安全性の向上、生物多様性への対応、バリアフリーに配慮した再整備等を実施し、有効活用を図ります。

新たな公園緑地の確保については、市民参加の手法を取り入れながら、市民ニーズ、時代ニーズにあわせた整備を計画的に進めるとともに、「安全で安心な公園づくりガイドラ



■丸池の里

イン」及び「公園・緑地の適切な活用に向けた指針」に基づく公園づくりに取り組みます。

回遊ルートに接する公園及び緑地については、重点的な整備や公園用地の拡張・確保が図れるよう努めていきます。

また、地域に密着した公園づくりや快適な環境づくりは、市民と協働のもとに進めていく必要があります。市民ボランティアによる清掃活動等をさらに拡充し、公園緑地等の日常的な維持管理・運営の一部を市民や団体が行う自主管理方式の導入を進め、公園ボランティア団体の活動を支援します。

イ 清流復活と水辺空間の再生・創出

仙川の清流復活や河川流量の復活、水辺空間を再生するため、東京都及び関係区市等と連携を図り、水源の確保に努めるとともに、雨水浸透施設等の設置を推進します。

ウ ビオトープの整備

人と自然がふれあえる場として、引き続き、河川や公園、学校及び、民間施設等にビオトープの整備・誘導を行い、多様な動植物が生息できる環境を創出します。

エ 市民農園等の設置

市民農園が市内に7箇所(11,860平方メートル)設置されています。今後は、農地保全策の一つとして、市民農園の仕組みを検討し、拡充を図ります。

オ 公共施設等の緑化の推進

先導的な役割として、公共施設の接道部緑化等を推進し、公園的な空間を誘導するとともに、今後改修を行っていく施設においても、積極的に緑化の推進に取り組んでいきます。

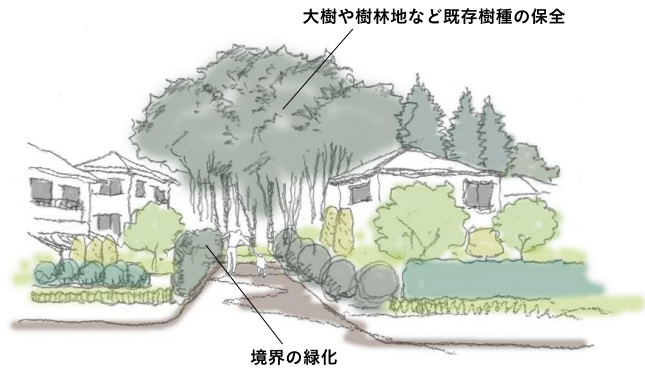
カ 民有地の緑化

緑豊かなまちづくりを進めて行くためには、公園や街路樹などの緑のほか、土地利用の多くを占めている住宅や事業所の緑化、農地や屋敷林など、市域全体に散らばる緑の大切さに改めて着目することが重要です。環境や生物多様性への配

慮等の機能を有した質の高い緑化を推進することにより、連続した緑の空間を創出していきます。

具体的には、「まちづくり条例」等に基づいた開発事業への緑化指導、地区計画制度の活用、緑化地域指定の検討、「景観づくり計画 2022」の方針・基準による誘導のほか、花と緑のまちづくり事業やガーデニングフェスタの実施等により、生け垣化や市民緑化の支援・拡充を行います。

また、規模の大きい民間緑地等の市民開放については、地権者等の理解を得たうえで取り組んでいきます。



（「景観づくり計画 2022」より）

■緑豊かな潤いのあるまち並みのイメージ

キ 公有地化の推進

自然環境保全地区や保存樹林、借地となっている公園・緑地等については、段階的に公有地化に努めます。その際、回遊ルートの特出点等から優先的に取得していきます。

ク 接道部緑化・屋上緑化の推進

接道部緑化助成制度の充実を図り、緑豊かなまち並みを誘導するとともに、ブロック塀等の倒壊による災害の発生を未然に防止するため、まちの接道部における緑化を推進します。

環境負荷の軽減が可能となる屋上緑化については、「まちづくり条例」等に基づいた緑化指導に沿って誘導していきます。

また、「緑と水の基本計画 2022(第2次改定)」に基づき、三鷹駅前エリアについて、再開発事業区域を拠点とした地区全体の緑化を推進します。



■花と緑に包まれた住宅

ケ 啓発事業の推進

市民ボランティアによる活動の充実や公園等への自主管理方式の導入により、

市民の景観への意識啓発を促します。

また、NPO 法人花と緑のまち三鷹創造協会との協働により、より一層市民が花や緑の活動に参加できる新たな仕組みづくりやネットワークづくり等を進め、緑を通じたコミュニティの創生に取り組みます。

さらに、ガーデニング講習会等による人材育成を図るほか、ガーデニングフェスタや都市緑化フェア等のイベント開催の機会をとらえて市民の意識醸成に努めます。



■花あふれ、安全安心のまちづくり町会活動

⑤ 良好な景観の創造

ア 景観づくり計画 2022 の推進

平成 25 年 3 月に策定した「景観づくり計画 2022」に基づき、市内全域を景観計画区域とし、特に三鷹市のまちづくりで重要となるエリアについては、景観重点地区として地域特性を踏まえたきめ細かな景観誘導を図っていきます。

また、景観重要公共施設の指定や景観重要建造物などの制度活用を検討することに加え、市独自の施策として農のある風景の保全や市民主体の取組の充実を図ります。

イ 公共施設を中心とした景観づくりの推進

公共施設の建設等にあたっては、「公共施設景観づくりの手引き」を活用し、質の高い空間形成やデザイン、色彩に配慮するよう取り組んでいきます。

ウ 清潔で美しい環境づくりに向けて

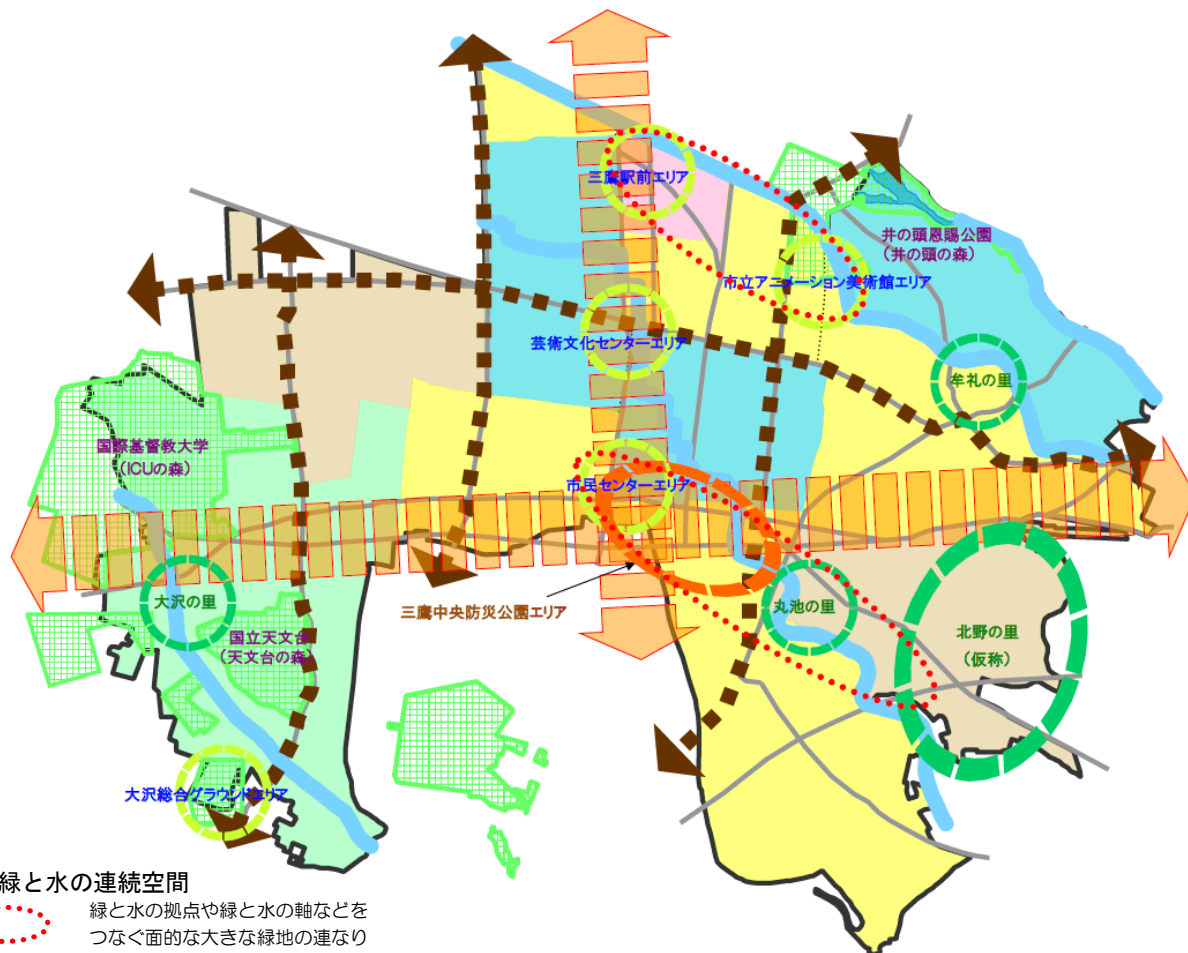
市内には、多くの屋外広告物が掲載され、駅前などではにぎわいを演出しています。屋外広告物は、まちの景観に大きな影響を与える要素のひとつです。近年、建築物との調和やデザインに配慮した屋外広告物も増える一方、無秩序に掲載されている状況もあることから、「東京都屋外広告物条例」の遵守の徹底を図るとともに、景観づくりの視点からの誘導を検討します。

また、美化パトロールの取組による不法投棄等への対応や、ポイ捨て防止など市民マナーの向上を図り、清潔で美しい環境づくりに取り組みます。

エ ガイドライン等による誘導

市民、事業者、行政など多様な主体が景観づくりに積極的に参画する手掛かりとして、ガイドライン等を積極的に活用し、地域特性を活かした良好な景観誘導を図ります。

（5）緑と水の基本計画図



■緑と水の連続空間

緑と水の拠点や緑と水の軸などを
つなく面的な大きな緑地の連なり

■緑と水の拠点



ふれあいの里

現在ある樹林や農地などのふるさと資源を活かしながら、三鷹らしさのあふれる地域の財産として保全、修景整備を図っていく拠点づくりを行います。



三鷹中央防災公園エリア

市民センターエリアにおける一時避難場所の整備と周辺の農業公園、山川公園等と一体となった緑と水及び防災の拠点を形成します。



市民の広場

市民が集う都市施設を中心に、周辺地域を緑や景観に配慮したアメニティ空間として整備します。



緑の大空間

公園や樹林地、農地などのまとまりのある緑の空間については、緑と水の都市構造を形成する骨格として保全・活用し、さらに質の高い形成を図っていきます。

■緑と水の軸



都市軸（基軸）

緑と水の都市構造を支える基軸として、緑や景観に配慮した安全で快適な都市空間づくりを行います。



サブ都市軸

都市軸を補助する幹線道路等を緑と水の都市構造のサブ的な都市軸として、質の高い都市空間づくりを行います。



河川軸（基軸）

※河川軸：河川及び玉川上水

遊歩道の整備や河川と隣接する公園との一体的な整備、親水空間の創出など、緑と水の都市構造を支える基軸として充実を図っていきます。

■緑と水のまちづくりのゾーニング



緑に恵まれた良好な住環境の維持が必要なゾーン

農地や樹林地などの自然環境の保全・活用と宅地内の緑化を推進し、より一層の緑の質の向上を図り、緑と調和した良好な住環境を保全・育成するゾーン



屋敷林や農地の保全により農・住の調和をめざすゾーン

点在する農地や屋敷林などの樹林の保全と沿道部の生垣化を促進し、地域の緑がネットワーク化した農住が調和する良好な都市空間の形成を図るゾーン



緑化の増進を図り良好な住環境の維持・向上をめざすゾーン

沿道部の生け垣化を始めとする宅地内の緑化、道路緑化、公園・ポケットパークの整備を推進し、良好な住環境の維持及び質の向上を図るゾーン



都市基盤等の整備とともに緑の環境づくりを進めるゾーン

道路や公園・ポケットパークなどの都市基盤の整備とともに、沿道部の生け垣化や宅地内の緑化を推進し、住環境の改善を図るゾーン



中心市街地としての活性化とともに緑の環境整備を図るゾーン

再開発や共同建替えなどのまちづくり事業と連携して、公園やポケットパークの設置を行うとともに、屋上緑化など多様な宅地内等の緑化を推進し、緑の環境整備を図るゾーン

（「緑と水の基本計画 2022（第2次改定）」より）